

第 95 号

育成会

会報

平成27年度版

発行所

一般社団法人
広島県手をつなぐ育成会

広島市西区打越町17-27
育成会総合福祉センター内

TEL (082)537-1773

FAX (082)537-1778

編集責任 副島宏克



第41回広島県知的障害者福祉大会 第14回はつらつ大会を終えて 大会実行委員長 山本 一隆 (広島市手をつなぐ育成会会長)

広島市で開催いたしました第41回広島県知的障害者福祉大会ならびに第14回はつらつ大会を皆様のご協力により盛会のうちを終えることができました。広島市が被爆70周年の節目を迎えた年でもあり、平和な社会の実現と、障害のあるなしに関わらず、権利の尊重される共生社会の実現に向け、思いを共有する大会となるよう話し合いを重ねました。そして大会主題を「広島発進!! みんなが『ええじゃん』』と言える平和な社会へ」といたしました。また、はつらつ大会は「語ろうみんなの夢を! 築こう平和の社会を!」というスローガンのもとで開催することいたしました。

流を通じて生まれた歌であり、児童たちの思いが見事なハーモニイに乗せられて私たちの心に届いて来ました。大会主題の象徴とも言えるような感動的な歌声ではじめ三篠小学校の校長先生をはじめ三篠小学校の先生方ありがとうございました。地域生活支援拠点を中心とした「地域生活支援拠点」をテーマに又村あおい氏、おのり氏の講演とシンポジウムを開催いたしました。又村あおい氏には、障害者総合支援法と地域生活支援拠点について、講演のなかで分りやすく解説していただきました。シンポジウムでは、行政の報告があり、金丸博一氏の確かなコーネイトと、又村あおい氏の助言によって、地域生活支援拠点をめぐる現状とこれからの課題が明らかにされ、関心を持って傾聴されたことが、事後のアンケートに表わされて



てはつらつ大会の会場も盛り上がり、田中孝治会長はじめ皆様の手で、企画された結果、内容のある大会となりました。午前中の被爆体験者のお話と行政との話し合いは、大変充実した内容でした。また、午後「夢を語ろう」というテーマの話合いは、聞いていて大変楽しいものでした。身近な問題から将来の大きな夢まで、それぞれが一生懸命話されました。会場の参加者からは多くの手が上がり、積極的に質問し発言されました。これからも、一人一人が夢を持って進んで行っていたら、たいと願っております。終わりにこの大会を支えてくださった広島県、広島市、福祉団体の皆様、ご後援くださった各種団体の皆様、協賛金をご支援いただいた多くの皆様、準備に奔走していただいたすべての皆様、に感謝とお礼を申し上げます。

第14回はつらつ大会を終えて

大会実行委員長 田中 孝治

10月4日に第14回はつらつ大会本大会、広島大会をJMSアステールプラザ中ホールと広島市立中島小学校体育館の二会場にて開催致しました。午前中は開会式の後、語り部さんの江種祐司さんに70年前の広島のことを話してもらいました。最初のうちはザワザワと会場内がしていましたが、話が進んでくるとみんな静かに真剣に聞いていました。江種さんの話は写真やパネルを使ってわかりやすくしていただきました。今でも広島市内の川には多くの亡くなった人が埋まっている場所があると聞いた時は、正直おどろきました。徐々に平和学習ができてよかったです。

休けいをはさんで行政の人との話し合いを行いました。広島市健康福祉局障害自立支援課課長補佐の北山孝文さんが、わたしたちの質問に答えてくれました。とてもわかりやすかったです。今まではいつも難しくわかりづらいうことが多かったけど、北山さんの話はわかりやすい言葉でもよかったです。午後からは、話し合いコースとレクレーションコースとふたつにわかれて行いました。中島小学校体育館ではヒューマンソンググループ「ザ・わたしたち」によるコンサートを中心とした音楽とダンスを、アステールプラザ中ホールでは「夢を語ろう」で広島県内のなかま13名による発表をさせていただきました。その後、「しゃべり場」でなかまどおしの相談会をしました。今回の大会は開催地が広島市ということ、「平和」をスローガンにかかげ、学習も行いました。大会の最後には実行委員長である僕が行い、とでもすばらしい大会であったと思います。

第四十一回広島県知的障害者福祉大会(広島大会)決議

昨年は、広島市安佐南区・安佐北区を襲った土砂災害で、多くの尊い命や障害のある人々が喜びをもって通っていた作業所を失いました。しかし県内や全国の育成会の皆様からの心温まる支援で勇気づけられました。感謝申し上げます。

さて、障害者権利条約の批准により平成二十八年四月から障害者差別解消法が施行となり、「誰もが安心して差別されることなく暮らせる広島県」への体制づくりの検討が進められています。また、平成二十九年度までの「第四期障害福祉計画」において、「地域生活支援拠点」を市町または圏域で「一か所」整備することになり、絵にかいた餅にならないよう、具体的な中身の検討を進めなくてはなりません。

私たちは、第四十一回広島県知的障害者福祉大会の開催にあたり、被爆七十年の節目を迎えたここ広島市に集い、障害のあるなしにかかわらず互いに人格と個性を尊重しあい『広島発進!!みんなが「ええじゃん」と言える平和な社会へ』を共通の認識として、本大会の名において以下の事項を本日決議します。

記

- 一、 障害のあるなしにかかわらず共に支えあう地域社会をつくること。
- 一、 障害者の理解や差別解消につながるような県民への啓発活動を充実させること。
- 一、 障害者総合支援法三年後の見直しを控えて、より一人ひとりのニーズに対応した地域生活支援に努めること。
- 一、 一人ひとりのニーズと特性を大切にされた特別支援教育や児童発達支援の推進をはかること。
- 一、 一人ひとりの働き方に寄り添った就労支援ネットワークを充実させること。
- 一、 高齢期を迎えた人々が孤立することなく安心して暮らせるように、訪問による相談支援体制を充実させること。
- 一、 地域防災計画への障害者当事者団体の参画を進めること。
- 一、 はつらつ大会で決議されたことを真剣に受け止め、実行できるように支援すること。
- 右、決議する

平成二十七年十月四日

第四十一回広島県知的障害者福祉大会(広島大会)

第41回広島県知的障害者福祉大会 (広島大会) 受賞された方々 おめでとうございます

1. 広島県知事から感謝状を贈られた方

施設従事者 森永高治 様(福)みどりの町 みどりの町共同生活ホーム兼

みどりの町障害者就業・生活支援センター)

施設従事者 岡本律子 様(福)「ゼノ」少年牧場 こぼと園)

施設従事者 平岡享子 様(福)光彩会 みのり学園)

2. 広島県手をつなぐ育成会会長から表彰状並びに

感謝状を贈られた方

表彰 津田利也 様(広島市西部障害者デイサービスセンター)

表彰 安田正子 様(広島市手をつなぐ育成会)

表彰 植田恵子 様(広島市手をつなぐ育成会)

表彰 日野幹子 様(広島市手をつなぐ育成会)

表彰 澤山勝治 様(大日学園)

感謝 古田寿子 様(広島市手をつなぐ育成会)

感謝 西本博義 様(広島作業所)



第十四回はつらつ大会（本人大会）（広島大会） 決議文（案）

◎ 私たちは、それぞれの地域で仲間をつくり、つながりあい、力を合わせて色々なことを学び、遊び、働き、安心して豊かにくらしていきけるように努力していきます。

また、障害のあるなにかかわらず、思いやりとやさしい心で一緒に生活できる社会をめざして、次のことを決議します。

① 本人の社会参加について

・ 育成会、家族、行政、支援者のみなさん、私たちの思いと希望を聞いてください。

・ 私たちに関係することを決めるときは、私たち本人も交えてください。

・ 私たちに関係のある情報は、私たちにも必ず教えてほしいし、情報の説明をわかりやすくしてください。

② 地域社会とサービスについて

・ 住む町や障害の程度に関係なく必要とする福祉サービスは平等に利用できるようにしてほしいです。

・ 移動支援利用について制限を設けなさい。

③ 仕事と職場について

・ 障害者もと働きやすい場所や仕事を増やしてください。働きやすい職場環境をつくってください。

④ 支援、相談について

・ 私たちは自分たちでできることは自分たちで努力します。

・ 自分たちでできないことや、やんでいる時に、気軽に話せる人や場所を身近なところに増やしてほしいです。

⑤ 住むところについて

・ 手帳の程度に関係なく、公営住宅への入居を優先してください。

・ ひとり暮らしの人にも家賃補助を出してください。

・ グループホームに入っても年金内で十分に生活していけるように補助してください。

⑥ 年金、療育手帳について

・ 療育手帳の程度に関係なく、誰でも年金をもらえるようにしてください。

・ 国や政治は私たちのことも考えて、年金額を増やしてください。

・ 療育手帳を丈夫なものにしてください。

⑦ 自分たちのことについて

・ 本人活動をまだ知らない地域や仲間のために本人活動を広め、発表していきます。

・ どんときにもチャレンジ精神を忘れないで、自分のことだけでなく仲間たちの立場にたった発言と行動をします。

・ 福祉サービスのことを知らない仲間たちがたくさんいます。皆さんと一緒にぜひ届けましょう。

・ できるところは自分たちでがんばります。できないところは支援をしてください。

⑧ 災害について

・ 地域、職場で障害者の人たちに関わりやすい避難訓練をいっしょに練習をしてほしいです。

・ 障害のある人たちが災害や地震などにあったときのために、わかりやすい情報（防災マップ、標識表示など）と対策方法が届くようにしてください。

・ 防災に関する対策会議などに障害のある人も交えてください。

・ 福祉避難所を設けてください。

・ いじめ、差別、虐待について

・ いじめ、差別、虐待のない安心した生活ができる社会にしていきたいです。

・ 医療費について

・ 障害の程度に関係なく、医療費を免除してください。

・ 私たちの願いが多くの人に伝わり、実現ができることを信じて・・・以上、決議します。

平成二十七年十月四日

第十四回はつらつ大会（本人大会）（広島大会）参加者一同



鎌田淳はつらつ友の会会長による大会挨拶。広島県障害者支援課の小池課長他3名の来賓の方にご出席いただき開会式は進みました。



全国で活躍されているヒューマンソンググループ『ザ・わたしたち』によるコンサート。歌って踊って、泣いて笑って、みんなでハッピーな気持ちになりました！

第4回 きらっと光る人生を考える研究大会

平成27年12月13日(日)に広島県健康福祉センター(広島市南区)において、「第4回きらっと光る人生を考える研究大会」が開催されました。午前中は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長の田中佐智子氏を講師に迎え『生活場の現状と今後の方向性』というテーマで講演がありました。

午後は、鹿児島県の社会福祉法人ゆうかりの水流源彦理事長から『障害者の高齢化・重度化・親亡き後の生活場』をテーマとして、鹿児島市の地域生活支援拠点づくりに向けた実践についての講演をしていただき、その後、『安心できる親亡きあとの生活場』をテーマにシンポジウムが行われました。今号では、そのシンポジウムの内容を掲載します。

シンポジウム
テーマ「安心できる親亡き後の生活場を考える」

シンポジスト

山本 博司 氏

(参議院議員 公明党)

田中 佐智子氏

(厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
課長)

小池 英樹 氏

(広島県健康福祉局
障害者支援課
課長)

水流 源彦 氏

(社会福祉法人ゆうかり
理事長)

久保 厚子 氏

(全国手をつなぐ育成会連合会
会長)

コーディネーター

副島 宏克 氏
(広島県手をつなぐ育成会
会長)

次の6点を「議論したい問題点」として提示し、シンポジウムにあたりました。時間の都合上、1点につき2人程度のシンポジストに意見発表していただきました。

1. 地域生活支援拠点の居住場所は、高齢化・重度化や親亡き後であっても、入所施設でない地域での生活を最後まで支える

ものであると理解しておりません。(終末の生活場としての位置づけとする)新たな住居は地域での生活支援拠点であり、旧来の入所施設と考えるべきでない。すなわち、これまでの、「施設から地域へ」の流れは変えるべきでないと考えます。これらの点をどのように考えますか?

(小池氏)

地域生活への移行ということについては、行政計画上の施策基本です。入所者数も4%減ということをやつていかなければいけません。全体の調整を考えると、やはり入所の施設は簡単に増やせません。そうすると、今の拠点の整備での居住機能を考えるときには、既存の入所施設をその中に組み込んでいくというのがあります。やはり高齢化・重度化に対応していくような、機能強化をしたグループホームがフィットするように思います。そこでの日常生活をヘルパーや在宅医療といったもので支えて、緊急時に備えて24時間の様々なサポート体制を緊急シヨートのようなもので多面的に支えていく、これが目指す姿であろうと思います。高齢

者の分野でも、「住み慣れた地域で馴染みの景色を見ながら、馴染みの人に囲まれて最期まで」ということをよく言われるが、やはり障害のある人にとっても同じです。希望に添えるような機能であるべき、ということを考えると、高齢者の地域包括ケアと同じであるといえます。(生活支援)といういろいろな分野について、地域の様々なファミリー・インフォーマルな資源を総動員して組み合わせる生活を確保していく。そして、そのコーディネーター役を果たすのが、基幹相談支援センターであると思います。





シンポジスト左から、田中氏 山本氏

(山本氏)

地域に推進していくというのは、まったくその通りだと思えます。国の施策としても、午前中に田中課長からも話がありましたように、施設入所者を14万6千人↓13万人台の4%減ということを進んでいるところです。東京の場合だと入所できる施設が八丈島とか大変遠い地域なので生活ができないという意味で本当に困っておられる人がたくさんいらっしゃいました。その意味で、平成17年からグループホームという形の制度で、現在は9万人近い方が1万円の賃貸補助のしくみの中で、グループホームへの移行という流れになってきています。こう

いう流れが地域のなかでしっかりと定着できるような制度の支援は必要だと思えます。その意味で、この地域生活支援拠点というかたちで平成27年度からの第4期障害福祉計画のなかで、市町村で1か所以上整備をしているという、今日の議論にもなっている住まいや緊急的な対応、安心コールセンター、そして地域の方との交流も含めたこうした場というのは必要であるということでも推進をしています。広島県では23市町ということで進めていますけど、これは非常に大事なことで、意識のある行政の関係者の方々は（鹿児島であるとかは）進んでくると思いますが、地域格差が出ないように、特に協議会を含めたかたちでしっかりと議論をして進めていくということも国としても側面的に応援していかないと、がんばっている地域と全く進んでいない地域の差が広がってしまいます。ですから、ハードの設備面での支援とソフト面の支援というのにはやらないといけないと思っています。

2. 地域生活支援拠点の整備をこの地域でも展開することができるとは、NPO法人などの小規模法人でも整備ができるようにするべきである。この事業が第一種社会福祉事業に位置づく、それは難しくなる。この

点についてどのように考えますか？

(久保氏)

第一種社会福祉事業というのは、基本的に入所施設をもっているところをいうわけですね。逆に入所施設を経営しているところでないければ拠点事業ができないというわけではないと思います。私は基本的には、地域の社会資源としていろいろな法人がいろいろなことをやっておられますが、それぞれに得手不得手なところがあるところをうまく連携をして、法人の枠を超えていただいて一つの拠点事業を各地で展開していただきたいと思っています。その意味では、第一種社会福祉事業でなくても運営していけるというのが基本だろうと思います。

(水flow氏)

社会福祉法人の在り方そのものにもかかることだと思いますが、やはり社会福祉法人自体が今後、社会貢献をしていくことにもつながると思います。ですから、さきほどの久保さんと同じ意見ですが、NPOとしてやるということではなくて、例えば佐賀県では来年、育成会のみならずとも関わりの深い福島さんが社会福祉法人を立ち上げます。社会福祉法人を立ち上げたうえで、この地域生活支援拠点をやろうと。NPOのままでき

るかできないか、ということでは合併も含めて、例えば新潟の片桐さんのところでは社会福祉法人どうしの合併をしましたが、ある程度の経営基盤を保持していることは経営側としてはどうしても大事であると思えます。社会福祉法人の在り方を考えたときに、税制上の優遇どうこうだけではなく、その地域に根差して地域のまちづくりを行政や利用者の方々を手を携えて進めていくという意味でも、しくみということだけでなくそれを超えた何かというのを今後考えていけるきっかけになったらいいのかなと思います。

3. 厚労省の資料の中の「地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進」のイメージ図では、30人程度の小規模な障害者支援施設となっているが、これでは昼夜一体型の旧来の入所施設と理解してしまう。旧来の入所施設とどこが違うのですか？この点について説明をお願いします。

(田中氏)

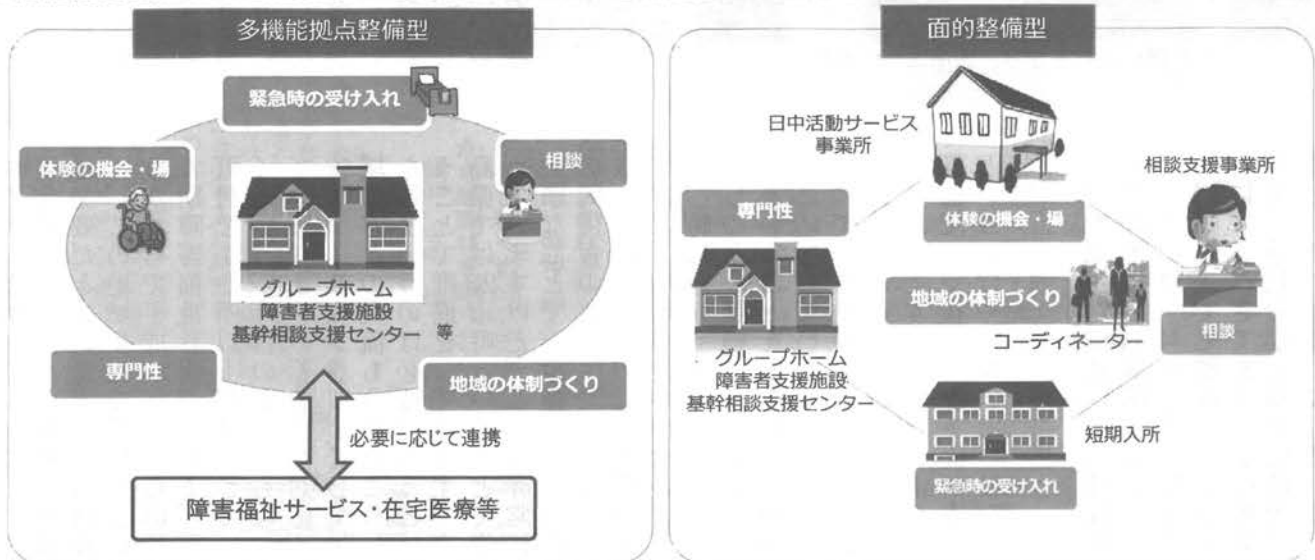
地域生活支援拠点の資料の中で、核になる機関や面的整備の一つのパーツとしてグループホームと障害者支援施設と基幹相談支援センターというのを具体的な例示として挙げていま

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



障害保健福祉施策の動向(田中課長 行政説明資料より)

す。もちろんここでなくてもいいのですが、実際に一定の規模を持つて、緊急時の受け入れとか居住機能を持つたり、他の資源をサポートしていくとなると、ある程度の規模をもったようなところをイメージされるので3つを例として挙げています。そのなかで障害者の支援施設で基本的には小規模の支援施設をイメージをして描いています。

ここで拠点に何を求めるかというのを考えると、拠点は地域での生活を支えるということをお願いをするわけですから、旧来の入所施設が昼夜一体型で大規模な施設で地域に開かれていないということをイメージされることすれば、ここではやはり地域の拠点として、地域に閉ざされているところは拠点としての機能は果たしていないと思います。それは施設であろうとグループホームであろうと同じだとも思います。形はグループホームでも、地域に開かれていないので、そこだけで孤立をしているのであれば、それは地域に開かれた生活と言えるか、そこは議論があるところだと思います。

具体的には、地域での関連機関との連携、地域とどのように連携が取れるかということになるので、地域移行もそうですし、当然医療との連携や他の事業所との連携ということになると、そう

いう面で開かれていなければいけませんので、形が施設かどうかということよりも、むしろ機能の面では施設だけということでは捉える場合と、拠点として捉える場合とは求められるところ、プラットフォームの部分が違ってくると思います。ですから、形が施設であっても拠点としての様々な機能を担っていただくということが必要になると思います。

(副島氏)

次の4と5はどちらも予算のことですから一緒に進めます。

4. 地域生活支援拠点事業の施設整備について、建設の補助金等は新たな考えを持って備えることが必要になります。その点は、どのように考えていますか？

5. 高齢・重度の方の利用が多くなると考えられるので、医療との連携が必須となります。看護師の常設や医師との24時間365日連携が取れるよう体制が必要ですが、しかも、地域の安心コールセンターの役割も兼ねることになります。この場合、看護師の配置、医療との連携、24時間体制等新しい体制が必要となります。そのため報酬単価の見直し、新体制への加算が必要となります。この点の考えをお聞かせください。

(田中氏)

5. よりも4. のほうがなかなか大変だなというのが、国の予算などの面から見ると正直なところですが、拠点もそうですが、障害福祉のサービスはそれに通常かかる経費というのを勘案して報酬としてお支払いをして回していくというのが形になっています。そういう中で、経営の状況である程度事業が回っているかどうかということはいろんな形を見させて頂きながら議論をすることはできません。ある程度短いスパンでの話ですが、施設の整備ということになると、ある程度借入金とか自己資本とかもありませんが、額が非常に大きなものになるので自治体もそうですが、国としても補助ということでのお手伝いが難しい部分があります。しかし、全体の施設の整備費が毎年かなり厳しい状況になっています。拠点イコール必ずしも施設整備ということではないですが、拠点の機能を持った施設の整備を行うにあたっての費用を、施設整備費の中でも優先的にあげてほしいということはお自治体においてお願いしているところですが、

か、一度にやると額も膨らむので、どのくらい分割してできるのかということも考えながらできるだけ多くの整備費を確保していきたいと思っています。

5. で聞かれているような体制整備については、報酬の見直しのなかでどういう工夫ができるのかということになります。特に医療との連携は非常に重要です。27年度の改定では生活介護の常勤看護師の加算をやっております。このように、重度の方を対応とするグループホームにおいて看護師を配置することを基準とすることは保障されないとはいけませんし、報酬の面でもそのようなことが可能となるようしなければいけないと思っています。

また地域生活の新しいサービスや例えば短期入所と医療の連携ということも障害者部会の中では言われていますし、モデル事業を実施するなかで、次のH30年の報酬改定まで若干のタイムラグはありますが、実際にやってみてどういふところで報酬が足りないのかということが分かりますので、むしろ30年の報酬改定のネタとして、それを梃子に報酬を上げていくという方が整備費よりは芽があると思っております。ですからどこが足りないのかということ試算の取組みのなかで教えていただきたいと思っています。

(山本氏)

今、政治家として来年度の予算と今年度の補正予算を議論しているさなかです。ここで障害者の施設整備費をどこまで拡充することができるかという問題があります。もう一つは3年に1回の報酬改定ですが、ここで様々な障害者福祉に関して取り組むことができるか。昨年はマインナ改定ではないかとの議論がありました。介護は大きなマインナ改定になったわけですが、昨年は田中課長を含めて障害福祉部長とも相当やりとりがありました。我々障害者福祉を担当している政治家は超党派で、それぞれの部門ごとに財務省ともやりとりをして最終的にマインナ改定にはなりません。やはり、各団体の皆さま方のお考えを反映していきながら、いかに財務省や官邸に理解を求めていくかということが大変大事だと思っています。

私も財務大臣政務官を1年やりまして、障害者福祉の予算、ちようど地活事業を何とか維持・拡充しなければと主計官と相当やりとりをしました。地域生活支援拠点というあらたな分野というのは大変大事になりました。今、一億層活躍というかたちで、その中の提言に『障害や難病の方が安心して生活できる環境づくり』また、『希望に応じた多様な働き方や社会参加を

促進するための支援が必要である』ということがうたわれています。私たち公明党の大臣に、この提言に基づいて要望しまして、その一つがこの地域生活支援拠点だと思っています。

H27年度の施設整備費は25億円に近い額ですが、これは足りませんので補正予算で拡充をしてお返ししていくわけですが、3兆5千億円のなかでどこまで施設整備費を含めることができるのか。何とか2倍以上確保する形で当然かかる施設整備について超党派の議員の方と連携しながら取り組んでいきたいと思っています。そして、報酬改定に関しては、医療連携加算、現在は看護師一人配置24時間体制で39単位となっています。実際、グループホームへの訪問看護については利用者1人の場合一日500単位、2、8人の場合250単位ですがまだまだ足りないと思います。これは30年報酬改定に向けての活動になります。いずれにしても親なきあとの生活場を考える時に予算と報酬改定は大変大事になってきますので、頑張っていきたいと思っています。

6. 障害者福祉の問題は、本人が高齢になっても障害者福祉施策で考えるべきであります。しかし、65歳問題で、障害者総合支援法第7条における介護保険



シンポジスト左から、水流氏 小池氏 久保氏

優先原則の下、すでに特別養護老人ホームを利用している方もいます。その場合、近くに地域生活支援拠点の施設ができた時は、障害者福祉に替わりたいたい希望があります。その場合の移動は可能と考えたい。この点の考えをお聞かせください。

(久保氏)

親や家族は、本人が変わりたいと思っっているならそうさせてあげたいというのが心情だと思います。そういう意味では変わることができるようであってほしいと思いますけど、現在特別養護老人ホームを利用されていて障害福祉に変わりたいという理由が何なのか、それが分かれ

目になってくるのかなと思います。要は、慣れたところだからそこに戻りたいということなのか、それとも障害福祉のことをあまりよくご存じないので、その人にあつた支援ができていないということなのか、そこで変わるか変われないかということとは違ってくるかなと思います。親としては、本人が戻りたいと言えはそうさせてあげたいというのは分かりますが、やっていけるのであれば原則介護保険の方で、その人に合った支援をしていただくことが必要だと思えます。また入所におられる方もご家庭におられる方も、地域のグループホームに行つたり特養に行つたりと、違う環境のところへ移るといことは、その人にどうい支援や環境があればそこで暮らせるのかというのを、きちんと周りの者が本人を知り、選ぶということが大事だと思います。ですから、戻れるかどうか、ということでは『理由は何か』ということを知りたいと思います。

(小池氏)

全面的に介護に移行した人がまた障害に戻るといことは想定されていないのかもしれないが、今後拠点の整備が進んでいくというなかにおいては、これまででは施設しかなかったけど住み慣れた地域でというのもあり得るパターンなのかなと思

ます。むしろ、地域移行促進です。むしろ、地域移行促進です。それから、そういう意味では地域へ帰るといふことになりません。であれば、今久保会長が言われたように、方向に沿うような解釈をどうするかという観点も大事だと思います。しかし、私はここで公権解釈をするわけではないので私見で申し上げますと、このご本人さんの利用の意向は、在宅は不利だということとで特養を利用された、そして拠点が整備されて緊急サービスなどの安心な機能が整つた、そこで在宅の障害福祉サービスを組み合わせて地域生活に移行したい、戻りたいということがご本人の意向だということをご前提に言えば、それに相当するようにな介護保険上の在宅介護サービスがあるのか、なければ障害サービスへの移行が可能であるのか。介護の方では小規模、多機能、居宅介護がありますね。複合型のように訪問介護がついたものもあります。さらに、サ高住で住まいをセットアップしたようなものもあります。そういった範囲を近くにあれば介護保険で、残りの部分を障害の方でということになるのかなと思います。

(副島氏)

答えてもらったところ以外のごとで、お考えがあれば出していただきたい。(田中氏)

介護保険との関係についてですが、まさしくその人の状態でのサービスを使つていただくのが適切かというのが最終的には判断になりますが、法律の解釈自体としては、介護保険に相当するものについては介護保険を先にという原則ですので、当然介護保険を先にという範囲に障害者入所施設や特別養護老人ホームというのは該当していません。7条との関係で言えば、今特別養護老人ホームにおられる方が障害を使いたいと言われる。いったん障害の入所施設に入つておられて、特別養護老人ホームに移つて、また障害の入所施設に戻りたいと言われたらどうかということでは、直接には総合支援法7条の範囲外になりますので、どの支援が適切なのか、場所が空いているかということが最終的には判断になるかと思ひます。

(久保氏)

4. の整備費のことですが、国は年度当初の整備費はこれだけですよ、と言われますよね。そうすると県や市は、整備費が少ないから言つても無駄ですよ、わが県にわが市に振り分けられているのはたつたこれだけです。あれもこれも言われても無理ですよ、と言われるんです。年度当初に整備費をたくさん確保するというのはなかなか難しいと先ほど田中課長もお



コーディネーター 副島氏

つしゃっていましたが、それは補正でどれだけ確保するかと考えていただいているのですよね。ということとは、無理ですよ、と言われても私たち家族や地域が「それでもほしい！」というのをずっと手を挙げて言い続ける、そして、これだけ声があるのだから必要でしょう？ということをお山本先生に後押しをしていただく、そして課長にとりに行ってもらう、そういうことをやらないとダメだと思えます。要は、私たちの声がないと、山本先生も課長も動きようがないということになりますから、ぜひ私たちは、これがほしい、これが地域に必要だと思ふことは声を大にして手を挙

げ続ける、ということと整備費を獲得するという声が必要だと思えます。

(副島氏)

そうですね、地域が必要だということとは発言しないと中央には届きませんね。届かないと国は動きようがないですからね。

それから、総合支援法7条の問題ですが、1つは65歳問題で介護保険を利用するのは優先するが介護保険にない障害福祉のサービスは使っていないということですね。ところが、その7条の条文にこだわって利用されて、各市町で優先的に介護保険に移行させられる状況があるのですよね。実はこのあと出す提言書のなかに、『第7条を撤廃して』ということを書いていきます。つまり介護保険と障害福祉は選択ができるという論法だったはずですが、なかなか市町では通っていない。優先的に介護保険にもって行かれつつある。しかしこれを回避すると、逆にたくさんの方が障害福祉に流れ込んでくる、これをどのように考えますか？

(久保氏)

厚労省からは、その人の状況をよくみて介護保険か障害福祉かを判断しなさいよと、何度も通達で出していたと思いますが、ね。なのに、市町村がそのことをちよつと横に置いてしまっている。厚労省は一生懸命その人

の状況をよくみて判断するように通達を出してくれています。私たちはそれを握りしめて『この人は、こうこうこういう理由で障害福祉を利用するのが一番いい。これしかないのです。』というちゃんとした理由を言うことが必要になってくると思います。

国の方は何回も通知を出してくれているけれども、市町村がなぜかそれを横に置いてしまっていますね。

(田中氏)

国の立場と、実際に支給決定をされる市町村との立場では難しいところもあるかもしれませんが、今回の3年後の見直しの議論の中でもやはり市町村のバラつきがあつたりしますし、どちらのサービスがいいのか実情をよくみてください、と言っているわけですね。例えば、この提言の取りまとめのなかでもありますように、障害福祉事業所がそのまま介護保険のサービスも提供できることになれば、むしろ65歳を超えた人はそのまま介護保険としてのサービスを受けるのか、そうではなくて65歳を機に新しい気持ちで違う事業所に行きたいのかを選んでいただけるといふことが核になるかと思えます。個人的な考えですが、総合支援法第7条とは何かという、財政的にサービスを提供するにあたってどちらのお金を先に充てましょうか、とい

うことだと思つていきます。サービスの内容が変わるのであればそもそも違うものを優先してくれというものではないので、その人の状況が変わらないのであれば、同じサービスを受けながらお金はどちらから出るのかを完結していくためには、同じ事業所でお金はそちらで支援を提供できるということが実現すればいいかと思つていきます。

それから、例えば居宅介護や訪問介護や生活介護等において自治体の判断ということで私が気になるのは、障害独自のサービスについては選択ということができませんので、当然必要なサービスについては65歳以降も使つていただくわけですが、そうなつていくにもかわりなく、65歳になつたので障害のサービスは全部やめて介護ですよ、という判断をしてしまう自治体があるということが気になります。障害福祉サービスをしつかり使つていただけるものだと。相当するサービスをしっかりと見てください、ということには力を入れていたのですが、これについては今後の見直しとともにしっかりと徹底をしていきたいと思つていきます。

(山本氏)

私も中国地域を回るなかで、障害事業所の方から市の対応について、厚労省からの通達がよく理解されていなくて非常に厳

しい対応をされたということがありまして。これは行政のなかで誤解されているのか、分かっただうえでされているのか、財源等の問題もありますから分かりませんが、そういう地域が多いなどというのは実感をしていません。これは厚労省からもしっかりやっていただくと同時に、地方議会のほうにも私たちが働きかけをしながら、間違った対応がないように取り組んでいかなければいけないと思っております。これから、地域生活支援事業に地域格差が出てくる恐れがありますから、これも地方議会としっかりと連携をとっていきたいと思っております。

(小池氏)

整備費の話もありましたが、県の方にも様々な要望が寄せられますが現実にはなかなか難しいところもあります。単県でというようなものも選択肢としてあるのですが、なかなか広島県の場合難しいところもあります。国への要望というかたちになる中で、皆さんの声を寄せ集めながらなんとかしていくしかないのかなと思います。

(副島氏)

地域生活支援事業の23か所について、市町が手を挙げなかつたら実現できませんよね。県がいくら数値目標をあげたとしても、市町が動き、事業所が動いて初めてそれが実際となりま

すよね。ですから、我々、今日参加されているみなさんが自分のところもやろうと思っても動いてもらわないと、県としても数値目標を挙げられないですね。

(小池氏)

まず現場の方で動いていただいで、ここで困っているとか、そういったものを順次挙げていただいで、県としてもできることをやっていきたいと考えています。

(副島氏)

市町からあがってきたものを拒絶しませんよね。

(小池氏)

できるだけ協力できるような、一緒に知恵を出していかなければならない大きな問題だと思っております。

(シンポジウム以上)

この研究大会終了後、5名の方から「きらっと光る人生を考える研究大会に参加して」の感想やご意見をいただきました。

我が子が社会に出て4年、同時に育成会に所属した駆け出しですが、全国大会始め様々な大会に参加させていただいています。今一番関心があるのが「地域生活支援拠点」の整備です。私

の住む廿日市市でも福祉計画には盛り込まれていますが、具体的には何も始まっていません。はたして実現するのか、不安に思うこともあります。しかし、出来るだけ待つばかりでなく、利用する側が積極的に意見を述べ、関わって行くことが重要だと思えます。まずは自分にりに情報を集め、動向を知り、意見をしっかりと確立する。それには育成会の開催する大会、研修会は打って付けです。今回は他地域の計画や考え方、国の最新の動向等が聞けて大変勉強になりました。これを自分の住む地域で伝え、親亡き後も我が子や仲間たちが安心して暮らしていくために必要な「地域生活支援拠点」の形を考えていきたいと思えます。

今後、県内各地で取り組んでいく様子や意見等、交換ができる場が設けられたらぜひ参加したいです。

障害者施設原家族会
副会長 郡司 香代

65歳問題で、提言書には総合支援法第7条を撤廃して自由にサービスの選択ができるようにすることが挙げられていました。が、久保会長は介護保険サービ

社へ流れ込むのを防ぐためにも第7条は砦として守る必要があると言われました。厚労省から各市町への通達もあり、話し合っただけで障害福祉サービスをそのまま受けることもできるとあるのので、撤廃より今後も各市町への働きかけを行う方向で考えてもいいのではないかと思います。つい最近身近で起こったことですが、42歳の方が脳梗塞を患い、特定疾病になるので必然的に介護保険に切り替わったと聞きました。今回の大会でも議論されていきましたが、地域生活支援拠点の施設が整備されて安心な機能が整えば、重度化、また高齢であっても障害者施策で考え、いろんなサービスを組み合わせさせて地域で安心した生活の確保ができるように実現に向けての取り組みを今後も注視していきたいと思えます。

F市保護者 匿名希望

「アメリカにはジョブコーチという制度があるんだって、日本にもほしいね」という会話をしたり、グループホームというのをやっている人が来広しているから話を聞く会をしましょう。というのが十数年前の私の周りでの現実でした。「きらっと光る」に毎回参加しています

喜びの声

安芸高田手をつなぐ連合会 三上 倫弘

私は、平成元年に高等部を卒業して安芸高田市吉田町にある清風会に入社しました。みつや工場、吉田工場と仕事が変わりましたが、いずれ大勢の仲間が働いていますので、トラブルや問題もたくさんありますが、一七年間働いてきました。たまたま美土里町に住んでいて、毎年町のカラオケ大会や文化祭に出場しています。たまたま友の会、安芸高田手をつなぐ連合会本人活動部に所属し、その活動にも参加しています。また、広島県育成会のはつらつ友の会や中国・四国手をつなぐ育成会の「本人大会」には毎年欠かさず参加しています。

また、岡山での全国障害者スポーツ大会にも参加できました。ただ多くの仲間と出会ってききましたが、近くで友達と言える仲間が作れたらうれしいです。今回の受賞をきっかけに職場などでいやな事があっても、関係する本人活動には必ず参加し、気分転換しながらがんばります。

今回は、元気のなる賞をいただきありがとうございます。がんばります。

第4回手をつなぐ育成会中国・四国大会香川大会
第4回手をつなぐ育成会「すまいる大会」香川大会

併催：第14回香川県本人大会

大会実施要綱



中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会
社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会

「第4回手をつなぐ育成会中国・四国大会
すまいる大会」が開催されました
平成27年11月28日(土)・29日(日)

広島県内受賞された方
手をつなぐ育成会中国・四国大会 会長
から表彰状を贈られた方
三上 倫弘 様(安芸高田手をつなぐ連合会)
手をつなぐ育成会中国・四国大会 会長
から感謝状を贈られた方
藤浦 忠司 様(広島県・広島市手をつなぐ
育成会 前常務理事)

おめでとうございます



「第2回全国手をつなぐ育成会連合会
全国大会・本人大会」が開催されました
平成27年9月26日(土)・27日(日)

広島県内受賞された方
全国手をつなぐ育成会連合会全国大会
会長から表彰状を贈られた方
桜井 一馬 様(竹原市手をつなぐ育成会
前会長)

おめでとうございます

付添看護料共済

<http://www2.odn.ne.jp/hiro-ikuseikai/>

広島県手をつなぐ育成会

検索

この共済は3つの給付制度があります

- ①入院給付金 病気やケガで入院したときの補償(共済)
- ②傷害見舞金 ケガで傷害を受けたときの補償(地震・噴火・津波特約セット)
- ③第三者損害賠償金 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合の補償

プランは2つあります Aプラン(12,000円)、Bプラン(18,000円) / 年間
補償内容 (Bプランの場合 年間掛金 18,000円)

入院給付金	・付添看護保険料	1日に付き	5,000~8,000円
	・差額ベッド費用	1日に付き	3,000円までの実費
	・入院諸費用	1日に付き	1,000円
	・入院一時金	1入院につき	5,000円
傷害見舞金	・ケガによる入院	1日に付き	3,000円
	・ケガによる手術		15,000・30,000円
	・ケガによる通院	1日に付き	1,000円
	・ケガによる後遺障害		8万~200万円
第三者損害賠償金	・ケガによる死亡		200万円
	・対人・対物 1事故		5,000万円 限度 (自己負担なし)

詳しい資料のご請求、お問い合わせは下記までどうぞ。
 《共済事務局》 一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会
 電話 082-537-1773 FAX 082-537-1778
 《保険委託引受会社》 AII保険会社 広島支店
 担当 ジェイアイシーウエスト広島株式会社
 電話 082-511-7025 FAX 082-511-7026

☎お気軽にお電話
ください。

「権利擁護セミナー」栃木

に参加して

広島県手をつなぐ育成会 理事 善川 夏美

平成27年11月25日宇都宮で行われた「全国手をつなぐ育成会連合会第三回権利擁護セミナー」に参加してきました。

第一部は『育成会ミッション』『知的障害者と権利擁護』と題して、全国手をつなぐ育成会連合会権利擁護センター運営員である社会福祉士細川瑞子さんから「知ってほしい・知っておきたいー知的障害と「警察」ー」冊子作成の目的と趣旨についてと目次にそつての簡単な内容説明がありました。その中で警察や広く社会に知的障害の障害特性を知って頂くだけではなく、親自身が最近の社会情勢を知り、我が子を加害者や被害者にならないために知っておくことが網羅されているので、是非手にとって読んで欲しいとの事でした。(欲しい方は、広島県手をつなぐ育成会事務局の方へご連絡ください。一冊540円(送料実費))



つづいて知的障害者疑似体験

「ピース&ピース」(兵庫県たつの市手をつなぐ育成会)の活動概要と福祉体験の実践がありました。私は、広島県手をつなぐ育成会では、保護者の有志で作った「知的障害者疑似プログラム「あび隊」隊員」として活動していますが、他地域のキャラバン隊体験初めてで、広島とは違う関西独特な笑いで明るく元気に知的障害理解講座をされていて、私たちも負けないようにしたいと思いました。

午後からは第二部としてシンポジウム「育成会の親だから出来る知的障害者理解・啓発活動」市川親の会啓発活動 キャラバン隊「空」について、村山 園さんよりお話がありました。2001年から「P&A」(Protection and Advocacy)活動など全国に先駆けて権利擁護活動をされている地域なので、アンケートや講演会、そしてキャラバン隊などの活動も多岐にわたり、大変参考になりました。

つづいて、大田区の「心のバリアフリーすすめ隊」について佐々木桃子さんが、平成18年から地域で安心してくらしていくために「大田区あんしんネット委員会」から「心のバリアフリーすすめ隊」を組織して、学校や一般市民向けにワークショップをされているそうです。最後に「滋賀県警察官への研



修」で崎山美智子さんが、滋賀県での「警察官研修」の取組を説明され、以前「障害を持つ方への接遇要領」という本が全国の警察署に配布されているがあまり知られていない現状があることと、警察官自身が「知的障害者ではと思つても何処に連絡を取ればいいのかわからない。」などの不安があるとの事で、地域の育成会会長などを必ず同伴することで、何か疑問があれば連絡を取つてもらえるようにしたそうです。また研修会は若い警察官だけではなくベテランの方にも企画して頂けるようお願いするとのことでした。

そして、助言者の関根直人弁護士より、「差別に関する意識調査アンケート」でも浮き彫りになっているが、学校時代に受けた「いじめ」への言及がとて多かつたので、学校時代に知的障害者理解を進めることが重要だと思われる。また行政職員には差別解消の義務があるので、ガイドラインなど地域で確認しておくようにとのことでした。また、広島での「あび隊」について少しコメントを求められました。(あび隊の隊員数が42人で47人まで増やしたいと言つと、上記の市川や大田区のかたが「そんなに多いの？」と驚かれました。私たちはまだ足りないと思つていたので、逆に驚きました。)

シンポジウムの後は「障害者への虐待防止と育成会の役割」(障害のある人もない人も暮らしやすい地域とは)と題して野沢和弘氏より講演がありました。まず「施設の虐待認定」が少ない理由について、千葉県袖ヶ浦福祉センターでの陰湿な虐待事件を絡めた話から「家族が沈黙しないために」育成会としての重要性を話されました。また、施設の虐待事例を報告した職員さんに対して、名誉棄損で損害賠償請求する事例があるとの話もありました。障害者差別解消法についても地域協議会や条例などのその地域の実態に即したシステムづくりが必要であることと、どちらにしても法律が出来ただけではだめで、それを円滑に機能させる仕組みづくりの「条例」が重要であることを何度も話されていました。広島県でも条例への取組が急務だと思われました。

紀の国わかやま大会に参加して

広島県立廿日市特別支援学校 高等部3年 三田 玲司

紀の国わかやま大会に参加させていただきました。私は、100m走とソフトボール投げに出場しました。この全国大会まで広島県代表の特別支援学校の生徒と練習したり、昼休みに先生とグラウンドでソフトボール投げの練習をしてきました。練習では、ソフトボール投げの練習を徹底的にやりました。投げるフォームを修正しながらやりました。



三田さん3位入賞表彰式の様子

わかやま大会がきました。私の種目が無い日は、同じ広島県の選手を応援しました。本番では初めにソフトボール投げをしました。私の組に前大会のチャンピオンがいたのでびっくりしました。自分の番が来て記録が出た時には正直がっかりしました。5月にあった大会の時から記録が下がってしまいました。前大会が、3位という結果でした。前大会のチャンピオンにはかなわなかったけど3位という結果を出せただけでも満足です。

ソフトボール投げが終わってすぐに100m走がありました。100m走は7位でした。すごく悔しかったです。そしてとても楽しかったわかやま大会が終わりました。この大会で私は本当に色々な経験をさせてもらいました。3位になりメダルをもらい学校へいい報告ができたことが一番うれしかったです。これまで、練習で色々なことを教えて下さったコーチや休日にもかかわらず応援してくれた親、そして廿日市特別支援学校の先生方や児童生徒のみんなが応援してくれたからこそメダルだと思うので心から感謝しています。卒業後も障害者スポーツを続けていきたいです。

全国障害者スポーツ大会に参加して

広島県立廿日市特別支援学校 教諭 栗原 庸輔

第15回全国障害者スポーツ大会（紀の国わかやま大会）へ陸上コーチとして参加させていただきました。本校から1名の生徒が広島県選手団に選出され、陸上競技（100走、ソフトボール投げ）に参加させていただくことになりました。本校からは初の選出でした。本校では生徒会活動の一つとして運動クラブがあります。毎週木曜日週1回活動をしています。現在、本校では生徒増に伴いグラウンドに仮設校舎が建ち、また新校舎も建設中で練習を行う環境はとても厳しい状況です。場所の確保に苦労しながら生徒に、ソフトボール投げの練習やトラックを走らせての100メートル走の指導を行いました。クラブ活動以外でも、時間を見つけてはキャッチボールや筋力トレーニング等を行いました。「自己記録の更新」を目標にレベルアップに努めました。

大会では、生徒は全国レベルの実力を間近で感じ、プレッシャーも感じていたようでした。競技では、練習の成果を発揮し、ソフトボール投げで銅メダルを獲得することができました。目標である自己記録の更新は達成できなかったものの、それに近い記録を出すこともできました。また、この大会には広島県の特別支援学校の生徒が多く出場しています。自己ベストを更新できた生徒もいれば、思うような記録を出すことができず涙を流した



広島県選手団のみなさん

生徒もいました。しかし、どの生徒も日頃の練習の成果を十分に発揮していました。この大会に向けて努力したことが今後の人生において大きな財産になると思います。今後の活躍に期待しています。最後になりましたが、この大会の運営にあたってくださった関係する全ての方々に感謝申し上げます。

ストライク目指して熱戦を展開 好スコア続出のボウリング大会

2015ボウリングピックinふくやま 平成27年12月5日(土)

第21回広島県知的障害者スポーツ大会「2015ボウリングピックinふくやま」が昨年12月5日、福山市南手城町の福山パークレインで開催されました。参加チームは、県下の施設・事業所から32チーム、310人が参加、午前の部と午後の部に分かれて熱戦を展開しました。

開会式では、主催者側の広島県手をつなぐ育成会 水戸静真常務理事の挨拶と広島県知事代理 健康福祉局 原田勉自立支援担当監、福山市長代理 保健福祉局 神原大造福祉部長、福山市議会議長代理 民生福祉委員会 西本章委員長から祝辞を頂きました。

続いて安芸高田手をつなぐ連合会の西山泰司さんと松本美雪さんが参加者を代表して力強く選手宣誓、来賓、主催者たちの始球式の後、40レーンいっぱいを使ってゲームが開始されました。

午後の部も広島県特別支援学級設置 校長会 山名朋子会長はじめ来賓の方々から祝辞を頂きました。そして、ふくやまクリン



大会の入賞者は次のとおりです。午前の部 優勝 徳山尚希さん スコアー342、準優勝 大平和博さん、第3位 行里和志さんです。午後の部 優勝 柳田龍太さん スコアー289、準優勝 天崎孝二さん、第3位 和田崇さんです。おめでとうございます。参加された各事業所職員の皆様、お手伝いいただいた各施設・学校の皆様有難うございました。

新春を迎えて間もない去る1月14日、広島県に「障害者スポーツ協会」が設立されました。

広島アジア大会、続く広島国体が終わった頃から一部のスポーツ関係者の間で話題になつてきたことが、二十の歳月をかけて実現しました。障害者スポーツについては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの誘致が決定して以来振興機運が高まっています。この機運に乗って広島県障害者スポーツ協会も設立されたのが実情だと考えています。

全国47都道府県で最後の最後の設立になり、不名誉な事との指摘もありますが、設立に携わった「検討委員会」の関係者間では先進県の成果に学び「最も素晴らしい協会を！」を念頭に設立準備を進めてきました。設立をめざしたスポーツ協

会は、「障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め、また競技力の向上に取り組むことができるよう、障害者スポーツの振興を図り、もって活力ある共生社会の実現を目指す」ための活動を担う組織です(会則第3条)。

ただし、調査・検討の時間が短く、協会の名称案(仮称)、「規約」「事業計画」「事務局」の設置場所等々、最低限の組織体制と基本的な活動方針(事業)が整えられ

遂に誕生！広島県障害者スポーツ協会

広島県手をつなぐ育成会 理事 三上正浩

ただで、多くの課題はこれから検討に委ねられています。知的障害者団体の代表として設立検討に参画させていただいた者として、どうしてもお願い申しあげておきたいことがあります。

知的障害のある方々が地域に住み、安心・安全で豊かな生活を確保するためには、気軽にスポーツに親しむことのできる機会や場面を保障された地域づくりです。知的障害という特性からして文字では簡単に書けますが、知的障害の特性から、これは大変な課題です。この課題に直接対峙する広島県手をつなぐ育成会と広島県知的障害者福祉協会の連携した取り組みが期待されています。この二つの組織が県段階での連携はもとより、個々の地域でも連携し、中核となつて地域行政をはじめ様々な支援を結集し、障害者のある人がスポーツに気軽に親しむことができる環境をまず構築する体制づくりが喫緊の課題です。

育成会会員の皆さん！それぞれの地域において、知的障害者福祉を担う事業所と連携し、是非とも地域における取組(地域課題の解決)の行動をお願いして報告を終わります。

元気の出る
情報誌、交流誌

『手をつなぐ』を購読しませんか？

読者の声

●国や各地域の動き、魅力的な特集、そして何よりご本人の
声が掲載されていて、毎号楽しみに読んでいます。

(施設職員・広島市)

●毎号、又村あおいさんの分かりやすい情報と、全国の同じ
悩みをもつ親やきょうだいの声に元気づけられています。

(保護者・廿日市市)



購読年会費 **3,600円** (税込、送料込)
(毎月届きます)

※平成28年4月号から3,800円になります。

購読のお申込み、お問合せは
広島県手をつなぐ育成会
までお気軽にご連絡ください。



電話 082-537-1773
FAX 082-537-1778
E-mail kenhonbu@magic.odn.ne.jp

付添看護共済事務局より

各支部の皆様には来年度のご
新規申込みや変更届などでお世
話になっております。

入院給付金は退院翌日から起
算して3年を経過したら請求
ができなくなりますのでご注意
ください。

ご不明な点などがございまし
たら事務局までお問合せくださ
い。

TEL 082-537-1773
FAX 082-537-1778

お知らせ

★平成28年3月26日(土)理事
会と総会を開催します。ご案内
のとおり、総会の後に研修会
『知ってほしい・知っておきた
い』知的障害と「警察」があ
りますので、理事、正会員(評
議員)の皆様には万障お繰り合
わせのうえご出席ください。

★広島県育成会のホームページ
をご活用ください！
昨年、ホームページをリニュー
アルしましたので、各地域育成
会様において掲載希望の事項
(行事や研修会の案内等)があ
りましたら、事務局までご連絡
をお願いします。

編集後記

去る平成27年11月28日(土)・29
日(日)に香川県高松市で開催され
た『第4回手をつなぐ育成会』すま
いる大会』香川大会』に参加しまし
た。2年前に福山大会で出会った
香川県スタッフの方の心配はどこ
へやら・・・。あたたかな手作
りに溢れ、それでいて参加者が息
つく間もないほどの練りこまれた
プログラムが待っていました。

この大会ができあがるまでの過
程を粘土細工に例えるならば、初
めは小さくて少し硬かったかたま
りを、みんなの手でこねたり、のば
したり、他の色のものをくっつけ
て、ちぎってはまた別の色のもの
をくっつけて・・・。2年間をか
けて、自分たちができる最高の『お
もてなし』というかたちの作品を
つくりあげられたことに、帰路は
感動と感謝の思いでいっぱいでした。

2日目のすまいる全大会に激励
に來られた久保全国連合会会長か
ら、「このすまいる大会の様子を
見ると、これから先は、本人さんた
ちの大会が親の大会を凌ぐだろう
と思えるほどの元気とパワー満ち
溢れていますね。」との言葉があり
ました。

本人大会は、自己研鑽や仲間づく
りだけでなく、自己表現の場とし
てどれほど大切な機会であるの
か、ということがあらためて胸に
響いた2日間でした。

(平成28年度は全国大会(神奈
川県横浜市)、中国・四国大会
(山口県萩市)、広島県大会(庄
原市)が予定されています。)